

事業者の皆様へ

島根創生
SHIMANE SOUSEI

出産後の職場復帰に取り組む企業を応援します

労働者が出産後も離職することなく育児休業を取得し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

◆出産後職場復帰奨励金◆

令和2年4月1日以降に産前休業開始の場合

労働者数に応じて

10万 20万円／人

[申請期間] 対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して6か月以内

令和2年3月31日以前に産前休業開始の場合

休業期間に応じて

10万 20万 40万円／人

[申請期間] 対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して1年以内

奨励金申請チェックシート

Q1 本社(又は主たる事業所)が島根県内にありますか?
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q2 「中小・小規模事業者等」ですか?(下図参照)
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q3 出産した労働者の勤務する事業所は島根県内にありますか?
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q4 その事業所で常時雇用する労働者数は、50人未満ですか?
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q5 労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていますか?
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q6 育児休業取得や出産後の職場復帰、子育て支援に関する支援に今後も取り組みますか?
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q7 出産した労働者はいつから産前休業を開始しましたか?
 令和2年4月1日以降 令和2年3月31日以前

新制度

Q8 出産した労働者が、育児休業を3か月以上取得し、その労働者を職場復帰後、3か月以上雇用していますか?
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q9 事業所の常時雇用する労働者は何人ですか?

- ① 労働者30人未満の事業所
・はじめて申請する場合 20万円／人
・2回目以降 10万円／人
② 労働者数30人以上50人未満の事業所 ... 10万円／人

旧制度

Q8 出産した労働者が、産前産後休業または育児休業を取得し、その労働者を職場復帰後、3か月以上雇用していますか?
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q9 出産後復職した労働者の休業期間はどのくらいですか?

- ① 育児休業17か月以上 40万円／人
② 育児休業3か月以上17か月未満 20万円／人
③ 育児休業3か月未満または産休のみ 10万円／人

中小・小規模事業者等とは
資本金または常時雇用する労働者数のどちらかが、右記条件にあてはまる方です。
※資本金をもたない事業者は、常時雇用する労働者数のみで判断してください。

新制度

旧制度

発行／島根県政策企画局女性活躍推進課

TEL 0852-22-5245



島根県商工会連合会本所
TEL 0852-21-0651 または最寄りの商工会

お問い合わせ

松江商工会議所
TEL 0852-25-2556 または最寄りの商工会議所

事業者の皆様へ

島根創生
SHIMANE SOUSEI

子育てしやすい職場づくりに取り組む企業を応援します

労働者が仕事と子育てを両立し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

子育てしやすい職場づくり奨励金

奨励金 10万円
[1制度導入]
上限 20万円

●時間単位の年次有給休暇制度 ●育児短時間勤務制度(3歳未満を除く) 代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ
[申請期間] 対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して6か月以内

奨励金申請チェックシート

Q1 本社(又は主たる事業所)が島根県内にありますか?
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q2 「中小・小規模事業者」または「資本金をもたない事業者」については、常時雇用する労働者が300人以下ですか?(下図参照)
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q3 島根県内に事業所がありますか?
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q4 その事業所で常時雇用する労働者数は、50人未満ですか?
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q5 「時間単位の年次有給休暇」または「(3歳以上小学6年生以下の子どもがいる労働者が利用できる)育児短時間勤務等」の制度を、令和2年3月31日以前に就業規則に規定していますか?
 はい ▶ 対象外です いいえ

●時間単位の年次有給休暇制度の規定がない

Q6 18歳までの子どもがいる労働者がいますか?
 はい いいえ ▶ 対象外です

●育児短時間勤務制度(3歳以上小学6年生以下の規定がない)
①当該制度を就業規則に規定
②18歳までの子どもがいる労働者が年度内に8時間以上利用
①+②で奨励金(10万円)の申請ができます

●3歳以上小学6年生以下の子どもがいる労働者がいますか?
 はい いいえ ▶ 対象外です

●育児短時間勤務制度(3歳以上小学6年生以下の規定がない)
①当該制度を就業規則に規定(小学6年生以下の子どもがいる労働者が利用できる制度であること)
②3歳以上小学6年生以下の子どもがいる労働者が年度内に20日以上利用
①+②で奨励金(10万円)の申請ができます
※代替制度あり(詳細は中面へ)

中小・小規模事業者等とは
資本金または常時雇用する労働者数のどちらかが、右記条件にあてはまる方です。
※資本金をもたない事業者は、常時雇用する労働者数のみで判断してください。

主たる事業 資本金 常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む) 5,000万円以下 50人以下
サービス業 5,000万円以下 100人以下
卸売業 1億円以下 100人以下
その他の業種 3億円以下 300人以下

主たる事業 資本金 常時雇用する労働者の数
300人以下
または
社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主など

発行／島根県政策企画局女性活躍推進課

TEL 0852-22-5245

島根県女性活躍推進課のホームページをご覧ください。



お問い合わせ

松江商工会議所
TEL 0852-25-2556 または最寄りの商工会議所

島根県商工会連合会本所
TEL 0852-21-0651 または最寄りの商工会

子育てしやすい職場づくり
奨励金対象制度の詳細は
中面へ

子育てしやすい職場づくり 奨励金対象制度について

1事業所あたりの
支給上限
20万円

※①の導入・利用実績で10万円、②～④のいずれかの
制度の導入・利用実績で10万円
※②～④は、**3歳以上小学6年生以下の子どもがいる**
労働者が利用可能な制度であることが必要です。

子育てしやすい職場づくり奨励金の対象として
いる制度の概要について紹介します。
詳細やご不明な点は最寄りの商工会議所または
商工会へ、お気軽にお問い合わせください。

子育てしやすい職場づくり奨励金申請までの流れ



① 時間単位の年次有給休暇制度

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります。

労使協定に規定する内容

- 時間単位年休の対象労働者の範囲
- 時間単位年休の日数
- 時間単位年休1日の時間数
- 1時間以外の時間を単位とする場合はその時間数

Voice

1時間単位の休暇で、子どもの通院や学校行事に行きやすく、嬉しいです。



② 育児短時間勤務制度

1日の所定労働時間を短縮する短時間勤務制度です。

※1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含むものとする必要があります。
※労働時間を6時間とする規定を設けた上で、その他の短縮内容を規定することもできます。
(例:2時間以内で、30分単位での短縮など)

Voice

終業時刻が早くなり、小学校から帰宅する子どもを「おかえり」と迎えられます。



③ 始業終業時刻の繰上げ繰下げ制度

1日の所定労働時間を変更することなく、始業時刻と終業時刻を変更する時差出勤の制度です。

総労働時間を変更することができないため、賃金を減額することなく柔軟に働くことができます。

Voice

始業時間を繰り下げ、朝子どもを保育園に送迎してから時差出勤できています。



④ フレックスタイム制度

一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時間、労働時間を自ら決める事のできる制度です。

対象となる労働者の範囲や清算期間など制度の基本的枠組みを労使協定で定める必要があります。



誰もが働きやすく、女性がいきいきと活躍する職場づくりをサポートします。

女性活躍や仕事と生活の両立に取り組む企業の登録制度があります。奨励金の申請とあわせて、登録してみませんか。



しまね女性の活躍応援企業
一般事業主行動計画
(女性活躍推進法※)の
策定・届出(労働局へ)

詳しくはコチラ
[QRコード](#)

※女性活躍推進法と次世代法の一体型でも可



しまね子育て応援企業
(こっころカンパニー)
一般事業主行動計画
(次世代法※)の策定・
届出(労働局へ)

詳しくはコチラ
[QRコード](#)

一般事業主行動計画の策定を支援するアドバイザーフリー派遺制度があります

- 女性活躍推進法や次世代法に基づく行動計画がいずれも未策定の場合で、従業員100人以下の企業が対象です。
- こっころカンパニー認定に必要な、就業規則の作成は支援に含みません。

詳しくはこちらまでお気軽にご相談ください。
島根県商工会議所連合会(松江商工会議所) TEL:0852-32-0506
各商工会および島根県商工会連合会 TEL:0852-21-0651
島根県中小企業団体中央会 TEL:0852-21-4809

登録・認定申請
島根県女性活躍推進課へ

子育てしやすい職場づくりを更に後押し!

「しまね女性の活躍応援企業」と「こっころカンパニー」両方へ登録している企業等が利用できる補助制度があります。

女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金

休憩室やキッズスペースの整備などに加え、業務省力化のための設備・機器の導入や、時間外勤務削減のための社内研修の開催など、女性活躍の推進や、仕事と生活の両立ができる職場環境づくりに向けた取組を対象とする補助金制度を設けています。



しまねイクボスネットワーク加入企業募集中!

代表者自ら「イクボス宣言」を行い、「イクボス」の取組を県内全体に広めるという趣旨に賛同する企業で構成する「しまねイクボスネットワーク」への加入企業を募集しています。



しまねイクボス
ネットワーク



・しまね女性の活躍応援企業・しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)に関するお問い合わせは、島根県女性活躍推進課まで(TEL 0852-22-5463)

・一般事業主行動計画の策定等のお問い合わせは、島根労働局雇用環境・均等室まで(TEL 0852-31-1161)